

「大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」等の一部改正に対する意見募集(パブリックコメント)

～みなさんのご意見を募集します～

意見公募期間	令和7年12月15日(月)～令和8年1月15日(木) ※郵送の場合は必着
意見提出方法	意見、住所、氏名を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。意見書は、ホームページで取得できますが、任意の書式でも構いません。 ① 郵送又は持参 ・意見書にご記入の上、下記の意見提出先に郵送又はご持参ください。持参される場合は、平日の8:30～12:00又は13:00～17:00にお越し下さい。 ② 市ホームページ  ③ ファックス 意見書にご記入の上、下記ファックスへ送信してください。
意見提出先	〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号 (本庁舎4階) 大和市役所 まちづくり計画課 電話：046-260-5430 ファックス：046-264-6105
注意事項	・電話や口頭による意見は受け付けません。 ・寄せられた意見の概要とそれに対する市の考え方は、市のホームページなどで公表する予定です。個別の回答はいたしません。

令和7年12月
大和市 まちづくり部 まちづくり計画課

1 「大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」等とは

- ・駐車場法では、地方公共団体は、条例により、建築物又はその敷地内に駐車施設の設置を義務付けることができるとされており、国土交通省は、その条例の参考として、「標準駐車場条例」を策定しています。
- ・本市では、駅周辺における路上駐車の解消や道路交通の円滑化を目的として、「大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」（以下「附置義務条例」という。）を平成6年（1994年）に施行し、運用しています。
- ・附置義務条例では、駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域において、一定規模以上の店舗や事務所等、自動車の駐車需要を生じさせる建物用途で新築等を行う場合には、その部分の床面積に応じた駐車台数の設置を義務付けています。
- ・このほか、開発行為や中高層建築物など、周辺環境に影響を及ぼすような土地利用を計画する場合の必要な手続きや基準を定めた「大和市開発事業の手続及び基準に関する条例」（以下「開発条例」という。）を平成20年（2008年）に施行し、その中で共同住宅等を計画する際、住居戸数に応じた駐車台数の設置を求めています。

2 改正する条例及び規則

- ① 大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例
- ② 大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則
- ③ 大和市開発事業の手続及び基準に関する条例施行規則

3 国における法令等の改正

（1）駐車場法施行令の改正

- ・附置義務制度では、特に自動車の駐車需要の高い用途で、駐車場法施行令で定めるもの（以下「特定用途」という。）に供される部分の延べ面積が一定規模以上の建築物の新築等を行う場合適用されます。
- ・これまで、共同住宅は特定用途ではありませんでしたが、近年のインターネット取引の普及等に伴う宅配需要の増加（荷さばき駐車施設の必要性の高まり）等に対応するため、国は、令和7年3月に駐車場法施行令を改正し、共同住宅を特定用途に追加しました。（令和8年4月1日施行）

（2）標準駐車場条例の改正

- ・国は、駐車場施行令の改正に併せて、令和7年3月に次のとおり標準駐車場条例を改正しました。

■主な改正内容（括弧内は改正の趣旨）

- ・共同住宅への荷さばき駐車施設附置義務の追加（宅配需要の増加、物流2024年問題等の対応）
- ・車椅子使用者の駐車施設の車高に係る基準の追加及び台数基準の変更（バリアフリーへの対応）
- ・廃止届の新設（既存の駐車施設のストックの把握）

4 条例改正の内容

- ・駐車場法施行令及び標準駐車場条例の改正内容のうち、大和市内の建築物の現状等を勘案し、本市の条例及び規則の改正が必要となる部分について、駐車場法施行令等の定めのとおり、改正を行います。

(1)附置義務条例

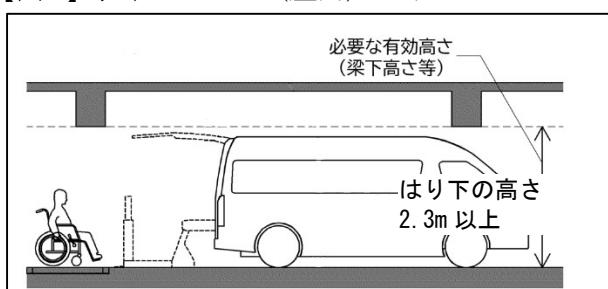
①車椅子使用者用の駐車スペースの高さの規定の新設

- ・新たにはり下の高さ 2.3 メートル以上とする規定を追加します。

【表 1】車椅子使用者の駐車スペース

	幅	奥行き	高さ
現 行	3.7m 以上	6.0m 以上	規定なし
改正案	3.7m 以上	6.0m 以上	2.3m 以上

【図 1】駐車スペース（屋内）のイメージ



②廃止届の新設

- ・現条例では、建築物の解体に伴う廃止の届出の規定はありませんが、既存の駐車施設のストックを把握するため、駐車施設の廃止届に係る規定を追加します。(廃止後、10 日以内の届出)

③特定用途の定義に係る改正

- ・本市では、共同住宅の附置台数の基準については、開発条例で規定し、附置義務条例では規定を除外しています。駐車場法施行令の改正（令和 8 年 4 月施行）により、特定用途の定義に共同住宅が追加されましたが、本市では、従来の運用を継続するため、除外規定の根拠を変更します。
(文言の整理であり、内容の変更はありません。)

(2)附置義務条例施行規則

①車椅子使用者の駐車施設の設置台数の基準の変更

- ・現行では、全体附置義務台数の 1 パーセントですが、2 パーセントを基本とした改正を行います。

【表 2】車椅子使用者駐車施設の設置台数

車椅子使用者用駐車施設の設置台数			
現 行	附置義務台数 × 1% (100 台につき車椅子用 1 台)		
改正案	附置義務台数 200 台以下	附置義務台数 × 2% (50 台につき車椅子用 1 台)	
	200 台超	附置義務台数 × 1% + 2 台 (100 台につき車椅子用 1 台)	

※小数点以下は切上げ

【表 3】台数の一例

全体台数	車椅子使用者駐車施設台数	
	現行	改正案
50 台	1 台	1 台
100 台	1 台	2 台
200 台	2 台	4 台
400 台	4 台	6 台

(3) 開発条例施行規則

① 共同住宅における荷さばき用駐車施設の設置台数の基準の変更

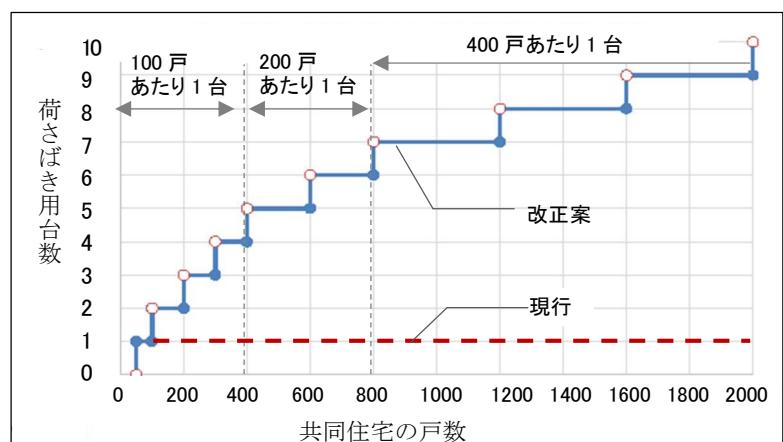
- 現行では、50戸以上の共同住宅については、戸数によらず1台としていますが、100戸あたり1台を基本とし、大規模な共同住宅については遞減措置を設ける改正を行います。

【表4】荷さばき用駐車施設台数

戸数	荷さばき用駐車施設台数
49戸以下	設置義務なし
400戸以下	戸数×1%
401戸以上	4台+(戸数-400)×0.5%
801戸以上	6台+(戸数-800)×0.25%

※小数点以下は切上げ

【グラフ1】戸数に応じた荷さばき用駐車台数



【表5】荷さばき用駐車施設台数の一例

戸数	荷さばき駐車施設台数	
	現行	改正案
50戸	1台	1台
100戸	1台	1台
200戸	1台	2台
400戸	1台	4台
800戸	1台	6台

5 今後のスケジュール

- 頂いたご意見を踏まえて改正案の検討を行い、次のとおり条例改正を目指します。

令和8年2月 大和市議会に条例案を上程

令和8年3月 条例の公布・規則の改正

令和8年4月 条例の一部施行（特定用途の定義に係る改正のみ）

令和8年10月 条例の全面施行

- 施行時に既に存する建築物や新築等に着手している建築物の駐車施設については、改正前の規定が適用されます。ただし、建て替えや増築等の際に、改正後の規定が適用されます。